

政府等へ意見書

次の意見書案1件を可決し、政府等に送付しました。

◇防災・減災体制再構築推進基本法（防災・減災ニユール・ディール基本法）の制定を求める意見書

東日本大震災の教訓を踏まえ、今後予想される南海トラフ巨大地震等の大規模地震や、大規模かつ異常な自然災害に備えて、国民の生命、財産を守るために防災・減災体制の再構築が求められている。そのためには、必要な施策を総合的かつ集中的に推進するための基本理念や基本方針、財源確保策を明確に定めた基本法を制定し、国を挙げて加速的に進めることが不可欠である。以上の内容を盛り込んだ防災・減災体制再構築推進基本法を早期に制定するよう強く求める。（賛成多数）

委員会提出議案

次の条例案等2件が議会運営委員会から提出され、全員賛成で可決されました。

◇委員会条例の一部改正

地方自治法の一部改正に伴い、委

員の任期等を定めるものです。

◇会議規則の一部改正

地方自治法の一部改正に伴い、本会議における公聴会の開催手続き、公聴会において意見を聴くこととする関係者等の決定及び参考人の招致等について定めるものです。

議員提出議案

条例案2件が議員から提出され、そのうち1件が可決されました。

◇政務調査費交付条例の一部改正

（提出者 和田議員ほか5人）
地方自治法の一部改正に伴い、名称を政務調査費から政務活動費へ変更し、所要の規定整備を行うとともに、政務活動費を充てることのできる経費の区分を拡充し、要請・陳情活動費、事務所費を加えるものです。（賛成多数）

なお、このほかに、地方自治法の一部改正に伴い、名称を政務調査費から政務活動費へ変更し、所要の規定整備を行うとする「政務調査費交付条例の一部改正案」提出者 村口議員ほか3人が提出されましたが、右の条例案が可決されたため、議決不要となりました。

常任委員会の審査から

各常任委員会に付託された主な議案について、審査した内容の一部（主な質疑項目、意見の概要）をお伝えします。

財政 総務

個人情報保護条例及び情報公開条例の一部改正（賛成多数で承認）

△主な質疑項目▽

※9月定例会での審査分

○個人情報保護審議会及び情報公開運営審議会の委員の定数や構成の在り方などの見直しの検討

○部内での十分な議論がないまま両審議会の委員から議員を外そうとする理由

○両審議会における議員の役割を十分に総括、検証しないまま、拙速に進めることへの懸念

○両審議会に議員が参画することによるメリット及びデメリット

○両審議会の委員から議員を外すことにより、議会の監視機能が低下しないよう配慮する必要性

○市と議会の二元代表制に矛盾が生じるという理由ですべての審議会の委員から議員を外すことの合理性

○議員の職務、職責についての認識

※12月定例会での審査分

○審議会への議員参画の見直しが進む中、両審議会への議員参画まで見直す必要性

△反対意見の概要▽

◆情報公開条例の一部改正について二元代表制に矛盾が生じるという理由での提案だが、情報公開運営審議会の審議内容は議会の審議内容と一致するものではなく、引き続き議員参画が必要である。

文 教 産 業

山田ふれあい文化センター条例、コミュニティセンター条例及び勤労者会館条例の一部改正（賛成多数で承認）

△主な質疑項目▽

※3月定例会での審査分

○使用料の算定根拠となる管理運営経費の見直し

○使用料値上げと使用料に係る減免基準の統一化案の実施が利用者にとって二重負担となる懸念

○使用者に大きな影響のある同統一化案の再考の必要性

○自治会使用を免除対象としない同統一化案の妥当性

○同統一化案決定に至る議会の関与
○勤労者会館のプールの料金区分が

市民プールと同一でない理由

※5月定例会での審査分

○管理運営経費削減に取り組んだ上での使用料改定の必要性

○使用料改定による市民活動後退への懸念を払拭する市民活動促進策

○設置目的の異なる各施設の減免基準を統一化する是非

○施設使用料改定と統一化案の実施時期を合わせる必要性

○同統一化案において、各事由により適用する減免割合の柔軟な設定

※9月定例会での審査分

○施設の使用目的に適合する団体に対する減免の必要性

△反対意見の概要▽

使用料を大幅に値上げする条例案であり、減免規定が適用されなくなれば、さらに大幅な値上げになるので、賛成できない。

国際戦略総合特別区域における産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化に係る事業計画の認定並びに市税特例条例

(賛成多数で承認)

△主な質疑項目▽

○地方税法に抵触しない範囲での認定を受けた法人の特例措置内容の情報公開

△反対意見の概要▽

現在一番求められている企業支援は、販売を伸ばすための個人消費の

喚起や仕事起こしのための施策等である。市内の経済活性化や雇用拡大の効果も期待できない。

勤労青少年ホーム条例の廃止

(賛成多数で承認)

△主な質疑項目▽

○所期の目的を達成したとの理由で施設を廃止する妥当性

○多数の利用者や存続を求める意見を十分くみ取らずに廃止する理由

○安易な廃止ではなく、勤労青少年の新規利用を増やす施策の検討

○施設廃止の受け皿となる近隣施設の機能拡充

○シャワー室を整備したスポーツ施設への転用や避難施設としての活用等の検討

○利用の多い高齢者の活動に対する代替策の検討

△反対意見の概要▽

勤労青少年を含め地域住民の利用も多く、施設存続を望む声も多い。また、同ホーム廃止後の活用策が全くない。庁内や地域と議論して、今後の施設の方角性を示す必要があり、拙速に結論を出すべきではない。

※委員会としての意見

現在の利用者の受け皿となる具体策を速やかに提案されたい。また、パブリックコメントを十分尊重し、安易な土地売却をせず、転用などを含めた施設活用策を検討されたい。

スポーツグラウンド、市民体育館の指定管理者の指定

(賛成多数で承認)

△主な質疑項目▽

○透明性の高い管理運営を図るための市のチェック体制の必要性

○高額な委託契約先となる体育協会の役員構成の是正指導

○任意団体の体育協会とNPO法人の体育協会が存在する問題

○指定管理者制度の特性をいかした運営による利用者利便性の向上

○指定管理者選考委員が統一した評価基準で選考する必要性

△反対意見の概要▽

スポーツグラウンドの指定管理者として提案された事業者は、他市の入札で談合をしたとして過去に指名停止を受けている。これを知らなかった、過去のことであり法的に問題ないとの市の姿勢に疑問を感じる。

市民プール、武道館、総合運動場の指定管理者の変更

(賛成多数で承認)

△主な質疑項目▽

○共同事業体における業務分担を選考段階で明示させる必要性

○管理ノウハウの提供という施設管理公社の業務内容への疑問

○同公社と体育協会の共同事業体として施設管理を行う必要性の有無

○地域スポーツの推進に貢献する体育協会をいかに指定管理者制度の在り方の検討

△反対意見の概要▽

単独の指定管理者となる体育協会理事には、市長の後援会役員があり、太陽光パネル設置を巡る随意契約の発注先企業役員も元体育協会理事であった。さらに、市長が名譽顧問である同協会を指定管理者とするのは市民の理解が得られない。

一般会計補正予算中所管分

(賛成多数で承認)

△主な質疑項目▽

○今後の段階的な消費税率引き上げを見込んで指定管理業務の債務負担行為限度額を算定する理由

○地元要望に応じた山手地区公民館の整備



山手地区公民館の建設予定地

福祉環境

地方独立行政法人市立吹田市民病院定款 (賛成多数で承認)

△主な質疑項目

- 地方独立行政法人化によって目指す方向性等を明確に示す必要性
- 市民の信頼を得ること等を念頭に置いた職員の意識改革の必要性
- 職員の職の種類、職務等に関する規程の検討状況
- 議会の関与が減り、市民代表である議員の意見が反映されにくくなることへの懸念

- 公立病院改革ガイドラインに示された地方独立行政法人以外の経営形態を選択しなかつた理由
- 地方独立行政法人化後も、不採算部門の医療を継続し、公的責任を果たす必要性

△反対意見の概要

市民の声を代弁する議会の関与が大幅に削られ、市民の声が反映されなくなる可能性がある。また、地方公営企業法全部適用後、黒字経営をしておき、現時点で経営改善を理由にした地方独立行政法人化は正当でない。安全、安心な医療や不採算部門の医療の今後が懸念されるため、他市の状況なども踏まえ議論する必要がある、拙速にすべきでない。



地方独立行政法人化が決定した市民病院

地方独立行政法人市立吹田市民病院評価委員会条例 (賛成多数で承認)

△主な質疑項目

- 病院経営に市民意見を適切に反映させることの必要性

△反対意見の概要

地方独立行政法人化には、議会の関与が大幅に縮小すること、現状でも黒字経営であり、経営形態の変更に納得できる特段の理由がないこと、スケジュールありきで進められていること、職員の身分、労働条件が大幅に変わる可能性があり、職員団体との協議も整っていないことなどを指摘し反対したので、本案にも反対する。

建設

道路法施行条例、都市公園法施行条例及び高齢者、障害者等移動等円滑化促進法施行条例 (全員賛成で承認)

△主な質疑項目

- 条例制定のメリット
- 市独自の規定を設けず、国の定めた基準どおりに条例制定することの是非
- 他の条例や指針等との整合性
- 市民の意識啓発を図り、市民意見等を積極的に条例に反映していく必要性

△意見の概要

市が抱える課題等にも対応できるように、条例の見直しも含め、市民の思いの込められた制度の構築や計画等の見直しをきちんと進めるといふ答弁に免じ、本案を認定する。

財産の交換 (賛成多数で承認)

△主な質疑項目

- 大阪府タウン管理財団が近隣住民に対して説明責任を果たす必要性
- 千里南地区センターにおいて、地域の歴史や文化等を踏まえ、市の責任でまちづくりを行う必要性及び千里市民センタービルの活用
- (仮称)南千里プロジェクトの開

発手続の進捗状況 △反対意見の概要

- 1 今回の(仮称)南千里プロジェクト開発が、大阪府タウン管理財団が出している千里南地区センターリザーブゾーン整備事業の土地利用条件になつた内容となつているか十分に確認ができない。そのような状況の中で、市民を孤立させるような議決だけはすべきでない。
- 2 リザーブゾーン整備事業は、

地区センター全体に悪影響を与えるものである。村野藤吾氏設計の千里市民センタービルの建物をそのまま利用する形で公共施設を整備すべきである。



取り壊しされる千里市民センタービル